

千曲市ネーミングライツ選定委員会設置要領

(設置)

第1条 千曲市ネーミングライツ導入に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、ネーミングライツ導入対象施設（以下「導入対象施設」という。）の選定及びネーミングライツ・パートナー優先候補者（以下「優先候補者」という。）の公平かつ適正な選定を行うため、千曲市ネーミングライツ選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 導入対象施設の選定及び導入条件に関すること。
- (2) 優先候補者の選定に関すること。
- (3) その他基本指針の運用に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、市長部局の部長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部財政課が行う。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月20日から施行する。